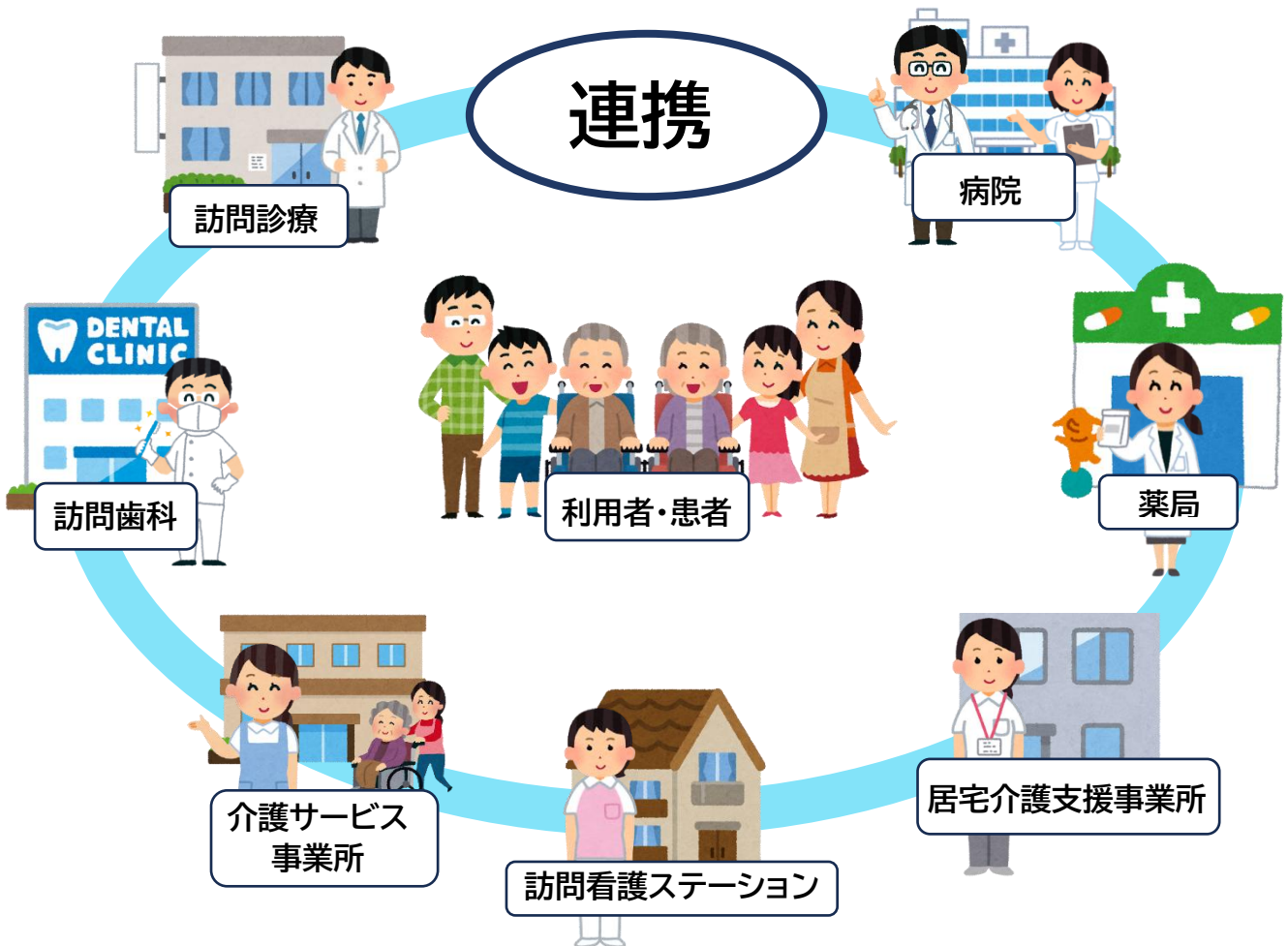


在宅医療情報連携加算について

在宅での円滑な療養生活を支援することを目的に、利用者様の同意の上、医師が連携機関（医療機関・介護支援事業者等）とICTツール（MCS/メディカルケアステーション）を活用して、医療・ケアに関する情報を共有し、計画的な医学管理を行った場合に算定できる加算です。

メディカルケアステーション(MCS)とは？

利用者様の同意に基づき、治癒やケアに必要な情報を関係職種間で電子ネットワークを通じて共有することにより、迅速で適切な医療・介護の提供へ繋げることを支える仕組みです。厚生労働省のガイドラインに準拠したセキュリティ対策を講じて運用しています。



在宅医療情報連携加算

100点/月

令和8年6月1日より
加算させていただきます。
ご理解の程、宜しくお願い
いたします。